

平成18年3月23日

厚生労働省
年金局長 渡邊 芳樹 様

社団法人 信託協会
会長 上原 治也

確定拠出年金に係る制度改革要望

企業年金につきましては、確定拠出年金をはじめ、厚生年金基金、確定給付企業年金といった諸制度により運営されておりますが、貴省の、企業年金の整備・発展に対する、平素からのご尽力には大変感謝しております。

本年10月には確定拠出年金法が施行後5年を迎えますが、貴省におかれましては、法律にもとづき、必要に応じて改正等のご検討を行われるものと拝察いたします。

信託協会といたしましては、企業年金の発展と円滑な運営に寄与すべく、受託機関としての役割を全うしてまいり所存でございますが、確定拠出年金の更なる普及・拡充を図るべく、以下の通り確定拠出年金制度の改善につき、要望申し上げますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

1．企業型確定拠出年金における本人拠出（いわゆるマッチング拠出）の容認

企業型確定拠出年金において、現行の事業主拠出の他、加入者本人の希望により、加入者拠出すること（マッチング拠出すること）を可能にすること。

（要望理由）

- ・マッチング拠出を認めることは自己責任に基づく確定拠出年金制度の趣旨にも合致し、また、従業員の老後の所得確保に係る自助努力の選択肢拡充により、制度のさらなる普及に繋がることが見込まれるため。

（関係法令）

- ・確定拠出年金法第 19 条

2．企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

企業型確定拠出年金の拠出限度額を引き上げること。少なくとも、他の年金制度がある場合の拠出限度額を、他の年金制度がない場合と同様の額まで引き上げること。

（要望理由）

- ・事業主において退職給付制度を変更して、企業型確定拠出年金制度を導入する場合、拠出限度額があることにより、想定通りの給付設計ができないケースが多々あるため。

（関係法令）

- ・確定拠出年金法施行令第 11 条

3. 確定拠出年金の中途引出要件の緩和（1）

確定拠出年金制度が企業の退職金制度の一部を担う制度となっている現状を勘案し、制度普及・加入者増大のため、現状、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている企業型年金における脱退一時金支給要件を緩和すること。

個人型確定拠出年金における脱退一時金の支給要件について、通算拠出期間に係る要件（通算拠出期間1ヶ月以上3年以下）および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件（50万円）を緩和すること。

（要望理由）

現状では、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限り企業型脱退一時金として支給を受けることが可能であるが、この要件に該当する対象者は限定的となっている。年金制度とはいえ実質的企業の退職金の一部（または全部）を担う制度となっている現状を勘案すると、企業型脱退一時金の支払枠を大幅に引き上げることで、企業および加入者の本制度の利便性（加入しやすさ）が大幅に改善すると考える。

現行の個人別勘定残高に係る要件（50万円）については「年間手数料5,000円・利回り年1%程度で資産が目減りしない額」をベースに検討されたと認識しているが、受給権が発生するまで手数料等負担による個人別管理資産の目減りを恒常的に十分まかなって運用が続けられる残高は50万円程度では足りないと思料される。また、加入者の高齢期の所得の確保という観点からは、「資産が目減りしない」ことを根拠とするのではなく、「安定的な運用による収益が期待できる額」等を基準にすべきとも考えられ、本件増額を要望するもの。また、当該資産に到達するには3年以上の拠出期間が必要と考えられ、通算拠出期間に係る要件の緩和についても併せて要望するもの。

（関係法令）

について

- ・ 確定拠出年金法附則第2条の2第1項
- ・ 確定拠出年金法施行令第59条第2項

について

- ・ 確定拠出年金法附則第3条
- ・ 確定拠出年金法施行令第60条

4．確定拠出年金の中途引出要件の緩和（2）

脱退一時金の受給をやむを得ない事情がある場合（自然災害時や経済的困窮時等）にも認め（中途引き出し要件を緩和）60歳までに個人別管理資産を取り崩すことができる選択肢を拡大すること。

（要望理由）

- ・年金支給開始までは長期に渡るため、加入者において将来、経済的に困窮状態に陥る可能性もある。こうした止むを得ない事情において中途の引出しが認められない現状では、加入者等の不安は大きく、制度導入の阻害要因となっているため。

（関係法令）

- ・確定拠出年金法附則第2条の2
- ・確定拠出年金法施行令第59条

5．確定拠出年金の個人別管理資産額を担保とした公的借入制度の整備

個人別管理資産額を担保とした公的借入制度を実現すること。

（要望理由）

- ・確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが禁止されていることが、例えば退職金を返済原資とした社内融資制度を実施している事業所について、確定拠出年金制度の採用の足かせとなっているケースが存在する。一方で確定拠出年金制度は、個人毎の資産額の把握が容易であることから、当該資産を担保とした貸付制度の創設は可能と考えられ、事業所の恣意性を排したかたちでの公的借入制度を創設することにより、加入者の一時的な資金ニーズへ対応することができ、制度普及が図られると史料するもの。

（関係法令）

- ・確定拠出年金法第32条

6．確定拠出年金の資格喪失要件の緩和

現在は60歳に達したときに資格喪失となるが、65歳までは加入者であり続けられるような措置を認めること。

(要望理由)

- ・高年齢者雇用安定法による定年延長等の義務化に伴い、60歳超の者について雇用延長するケースが多くなると考えられるが、60歳資格喪失を改めることにより自助努力による老後の所得確保の選択肢が広がることは、法の目的にも合致するため。

(関係法令)

- ・確定拠出年金法第2条、第11条、第62条

7．確定拠出年金の加入対象者の拡大

第3号被保険者に個人型確定拠出年金への加入資格を付与すること。

(要望理由)

- ・第2号被保険者の配偶者となり企業型年金の加入資格を失った場合も、引き続き個人型確定拠出年金へ拠出できることとなれば、利便性が拡大され、加入者増大に繋がると考えられるため。
- ・このような場合は、その者は個人型年金運用指図者になるが、資産が少額な場合は、将来的に運用のみを継続したとしても、少額の給付しか受け取れず、確定拠出年金制度の目的を達することができない可能性がある。第3号被保険者に個人型の加入資格を付与することにより一定の拠出を認めることで、前述の問題点が改善されるほか、制度の普及にも大きく寄与すると考える。

(関係法令)

- ・確定拠出年金法第62条

8．企業型確定拠出年金における掛金拠出方法の弾力化

企業型確定拠出年金における掛金拠出方法について、毎月以外の拠出方法（年2回拠出、年1回拠出等）を認めること。

（要望理由）

- ・ 現行は月単位での限度額を定めている。
別途賞与月等を対象として拠出を可能とすることにより、
拠出額が低水準となっている加入者への年金原資の確保、
企業にとっては拠出方法の多様性の確保、
等により確定拠出年金制度の魅力を高め制度普及の効果が期待できると思料するもの。

（関係法令）

- ・ 確定拠出年金法第21条
- ・ 確定拠出年金法施行令第11条

9．制度移行後の企業型確定拠出年金制度への一括拠出の容認

他の年金制度からの移換資産額に不足が無いよう、確定拠出年金制度施行後に積立不足を一括拠出できるようにすること。

（要望理由）

- ・ 施行日直前に移行元の年金制度の年金資産が減少すること等により、労使合意した移換額に満たないことを避けるため。

（関係法令）

- ・ 確定拠出年金法第19条、第20条

10 . 制度移行時の企業型確定拠出年金制度への資産移換における一括移換の容認

退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を認めること。

(要望理由)

- ・現行は退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換は4年から8年の間で均等に分割移換を行うこととなっているが、その間退職者が出るたびに未移換金を一括移換する等の事務負担が事業主に発生している。一括移換を実施することにより、これらの事務負担の軽減が図れる。また、分割移換では移換途中で企業が倒産した場合、加入者の資産が十分に保全されない可能性もあるが、一括移換を実施すればこの問題も回避できると思料するもの。

(関係法令)

- ・確定拠出年金施行令第22条第1項第5号

11 . 企業型確定拠出年金における個人別管理資産額の事業主返還の容認

懲戒解雇者からは、規約に定めることにより、勤続期間にかかわらず、事業主返還を可能とすること。

(要望理由)

- ・確定拠出年金制度を退職金制度の一部と位置づけている企業が多く、かつ、懲戒解雇者には退職金に給付制限を設けるケースが多いことから、企業の退職給付制度内での不整合が生じていること。

(関係法令)

- ・確定拠出年金法第3条第3項第10号

1 2 . 確定拠出年金の遺族給付における給付方法の選択肢追加

遺族への給付方法について、年金による支払を可能としていただきたい。

(要望理由)

- ・ 現行は遺族に関する給付としては一時金のみが認められており、年金での受給は認められていない。遺族に対して年金による受給を可能とすることにより、遺族給付に係る選択肢を用意することで、確定拠出年金制度の利便性が高まると思料するもの。

(関係法令)

- ・ 確定拠出年金法第 40 条

1 3 . 運用の方法の除外に係る手続きの緩和

運用商品除外時には、一部の例外を除いて、当該商品購入者全員の同意が必要とされているが、現実的に困難なことも想定されることから、制度運営の改善のため、あらかじめ加入者等に周知期間を設けた上で、その間に特に異論がない場合には商品購入者全員の同意があったものとして運用商品除外を可能とすること。

(要望理由)

- ・ 運用商品も時間の経過とともにより良いものが開発されることから、商品選択メニューを更新するニーズも高まっているため。
- ・ 一方で古い運用商品を除外できなければ、管理コストも嵩み、また加入者等の商品選択を煩雑にし、かえって加入者等の利益を損なうことになると考えられること。

(関係法令)

- ・ 確定拠出年金法第 26 条

14 . 規約変更手続きの簡素化

現在、法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う撥ね改正（制度内容の変更を伴わない条ズレ）等、労使合意を必須としなくとも受給権保護等の問題は生じないと考えられる規約変更まで労使合意を求められているため、労使合意不要の規約変更範囲を拡大すること等、規約変更手続きを簡素化していただきたい。

（要望理由）

- ・ 法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う撥ね改正（制度内容の変更を伴わない条ズレ）等については、労使合意を必須としなくとも受給権保護等の問題は生じないと考えられる。
- ・ また、上述の変更等、加入者等の利益を害する恐れのないと認められる場合には労使合意を不要とすることで制度運営コストの軽減に繋がることが見込まれるため。

（関係法令）

- ・ 確定拠出年金法第5条
- ・ 確定拠出年金法施行規則第5条

15 . 規約承認の申請手続きの簡素化

規約承認の申請手続きにおける、運営管理機関の登録済証・勧誘方針、運営管理機関選定理由書の添付を不要とすること。

（要望理由）

- ・ 登録済証・勧誘方針については、運営管理機関が登録制となっている現状では、申請に添付する必然性に乏しいと思われる。
- ・ また、運営管理機関選定理由書については、特に比較表につき事業主の作成負担が大きいとの声があるため。

（関係法令）

- ・ 確定拠出年金法施行規則第3条

16 . 運用方法に係る金融商品の情報提供方法に関する制約の緩和

運営管理業務における、商品選定理由書ならびに商品に関する情報提供については、例えばイントラネットでの提供など、磁気媒体での提供に係る制約を緩和いただきたい。

(要望理由)

- ・ 現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈) 第三 一 (1) にて銀行法施行規則第 13 条の 3 を引用しており、同条第 2 項においては商品情報を電磁的方法で提供する場合には当該預金者等の承諾が必要とされている。) しかしながら、電磁的方法による情報提供はもはや一般化しており、また紙媒体による情報提供が情報保護や環境保護の観点から実態に沿わなくなってきた面もある。少なくとも継続時の商品情報提供については、加入者等の事前の同意なしで電磁的方法のみで行うことができるよう、緩和を要望するもの。

(関係法令)

- ・ 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈) 第三 一
- ・ 確定拠出年金 Q & A 144

以上